

クロマトグラフィー科学会学術特別貢献賞規程

改定 平成 23 年 10 月 22 日

改定 令和元年 12 月 7 日

- 第 1 条 本会に学術特別貢献賞（以下本賞という）を設け、本会の会員にして、長年、分離・検出科学に関して重要な研究・開発を行い、その業績が国内外で高い評価を受けた者で、本会に対する貢献度の大きな者から、学会賞審査委員会（以下審査委員会という）が審査の上これを贈呈する。
本賞は、原則として受賞の年の 4 月 1 日現在で満 60 歳以上の者に贈呈する。
- 第 2 条 本賞の贈呈は、不定期とする。
- 第 3 条 本賞は賞状及び賞牌とし、クロマトグラフィー科学会議において贈呈する。
- 第 4 条 本賞を受けた者は、クロマトグラフィー科学会議において学術特別貢献賞受賞講演で発表あるいはその内容を会誌 CHROMATOGRAPHY に掲載する。
- 第 5 条 会長は各評議員に本賞候補者の推薦を依頼するほか、毎年会誌 CHROMATOGRAPHY 1 号に本賞候補者の推薦に関する会告を掲載する。
- 第 6 条 会員は、本会に 3 月末日までに候補者 1 件を推薦することができる。
この推薦に際しては、次の各 1 通を提出する。
a) 推薦書（所定の用紙）
b) 推薦理由書 [A4 判用紙を縦に使用し、本文を 2 枚以内、文献（主要論文）は 3 枚以内で作成する。]
上記に加え必要に応じて審査資料（論文別刷等）を付加することができる。
- 第 7 条 審査委員会の内規は別に定める。
- 第 8 条 審査委員は、被推薦者およびその推薦者であってはならない。
- 第 9 条 審査委員会は、推薦された候補者について審議し、本賞贈呈の価値ありと認めたもの 1 件を選考し、当人の承認を得て、選考結果を 6 月末日までに会長に報告する。
- 第 10 条 会長は、前条によって報告された候補者名を理事会に報告し、その承認を得て、本賞受賞者を決定する。